



Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501

佐賀県伊万里市立花町1355-1

Tel 0955-23-2111 (代表)

Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

令和7年10月28日

iMAR!

児童扶養手当の誤支給について

1 概要

(1) 児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、ひとり親等に育成される児童の健やかな成長と福祉の増進を図ることを目的に、児童の父又は母等に支給される手当となっています。

(2) 誤支給について

公的年金と児童扶養手当を併給する場合は、児童扶養手当の支給停止や減額等の調整（併給調整）をする必要がありますが、児童扶養手当制度が改正され、令和3年3月分から、公的年金のうち障害年金（1・2級）等を受給している場合の併給調整の取扱いが変更となっています。

この併給調整の取扱いを誤り、次のとおり誤支給が発生しました。

ア 市から受給者への過大支給 2件 過払額 1,046,370円

支給期間：令和4年3月～令和7年8月

イ 市から受給者への過小支給 1件 未払額 92,780円

支給期間：令和4年5月～令和7年8月

2 原因

令和3年3月分から、障害年金（1・2級）等の受給者に関する併給調整の取扱いが変更となっていますが、変更後の児童扶養手当制度について、職員の理解が不足していたもの。

3 対象者への対応

誤支給となった児童扶養手当の返納と追加支給について、3名の方に経緯の説明と謝罪を行い、了承いただきました。

4 再発防止策

(1) 制度改正時は、職員間で内容の整理を行い、制度の理解を徹底するとともに、複数人による確認体制により、適正な事務処理に努めます。

(2) 公的年金と児童扶養手当を併給する場合の取扱いについて、マニュアル化を図ります。

問合せ先

健康福祉部子育て支援課

担当 古賀

電話 0955-23-2310

いまりで、決まり!